

2. 特別調査委員会による最終報告について

報告内容は別紙(「特別調査委員会最終報告書」)をご覧ください。全文を公表させていただいております。尚、別添「特別調査委員会最終報告書」について、一部固有名詞を匿名化するために原本の記載から変更しております。

3. 再発防止策について

当社は特別調査委員会における検証をもとに策定した再発防止策をもとに、不正行為を二度と発生させないとの重大な決意を持って、取締役会での決議の後、下記のとおり、再発防止策への対応と、その改善を実施してまいります。

再発防止策	対策
特別調査委員会による再発防止策の提言への対応	
権限集中の解消	各種契約や購買における入札にかかる書類は、各業者から担当部署を介さずに、管理本部総務部が提出を受け、総務部にて集計・確定した上で、総務部が稟議書を作成し、総務部を担当する役員へ提出する業務フローへの変更を平成 25 年7月 21 日付にて実施いたします。
取引開始時・継続時における承認手続	新規取引業者については、すべての新規取引業者に対して、取引開始までに信用調査を行う業務フローへの変更を平成 25 年7月 21 日付にて実施いたします。
トップマネジメントによる再発防止意思の明示	全幹部・管理職社員に対して、コンプライアンス研修を平成 25 年7月中に実施いたします。
行動規範等における法令遵守の明示及び周知	管理職以上の全社員に対して、年1回のコンプライアンス研修を計画・実施いたします。
役職員による宣誓書の記載	平成 25 年6月 20 日までに全取締役および全執行役員からの法令遵守の宣誓書を回収いたしました。
属人的業務への対応 (1)ジョブローテーション	1回の取引で 1,000 千円以上の決裁起案をするか、一定以上の決裁権限を持つ職位の社員については、例外なく、同一職位に従事するのは最大3年間までとし、ジョブローテーションを実施いたします。
(2) 属人的業務に係る集中的なモニタリング	属人的業務を洗い出すと共に、当該業務の対象として、内部監査室による年1回の業務調査を計画・実施いたします。
監査機能の強化	社内における不正を発見するだけの知識を習得するために、内部監査室に所属する社員は、年1回内部監査に関する外部の講習を受講し、監査スキルを高めてまいります。
内部通報制度の実効性確保	平成 25 年5月に主要な取引先に対し、当社のコンプライアンス遵守を宣言するとともに、日常の取引における当社の行動に不正を誘発する事象がないかの調査を実施いたしました。今

	後も年1回同様の調査を実施いたします。
再発防止策の実施状況のモニタリング	平成 25 年7月 21 日付で内部監査室の職務分掌に追加し、実務の計画・実行を実施いたします。
当社が独自に検討する再発防止策	
店舗開発本部の業務に関して	仲介業務が実際に行われたことを確認するために、すべての不動産仲介業者に対して、「仲介が間違いなく行われたことを証する賃貸人の押印がある書面」の提出を求めます。
従業員への不正の牽制について	1,000 千円以上の購買に関する決裁起案を持つ、もしくは決裁権限を持つ職位の者に対して、内部監査室による業務内容調査を年1回から年2回とすることで、業者や取引先との癒着による不正なりべト金の着服等を牽制・発見いたします。
職務分掌について	支払いが絡んだ書類の流れにおける不正をなくすために、1人の人間が決裁起案をする一方、同時に決裁権限を持つといった組織上の兼務体制をなくします。

以上の対応に関しまして、社内の各規程等は、平成 25 年7月3日の当社取締役会決議で承認を得た上で改定いたしますが、再発防止策のうち、権限集中の解消につきましては平成 25 年6月 20 日までに実施済みであります。

4. 財務諸表への影響について

今回の工事金額の水増し等により不正に支出した金額については、固定資産の取得価額の減額(長期貸付金への振替)及び減価償却費の修正を行います。

これにより、現在までに判明した当社の各期の経常利益並びに税引前当期純利益の増加見込額、有形固定資産等から長期貸付金への振替見込額は、下記のとおりであります。

(単位:千円)

連結会計年度 又は事業年度	経常利益の増加見込額	税引前当期純利益 の増加見込額	有形固定資産等から長期 貸付金への振替見込額
平成 21 年 6 月期	521	521	7,359
平成 22 年 6 月期	995	995	5,359
平成 23 年 6 月期	2,177	2,177	21,039
平成 24 年 6 月期	3,050	3,050	24,328
平成 25 年 6 月期	3,657	3,657	15,116

(注)連結財務諸表、財務諸表ともに、同額の影響額となります。

現時点で判明しております、平成 24 年6月期以前の各期の損益に与える影響額は 6,745 千円(利益の増加)であり、金額的に重要性はないと判断しており、過年度財務諸表の遡及修正は行なわない予定であります。平成 25 年6月期の業績に与える影響額は軽微であります。

なお、当該不正行為による着服額については、不正行為に関与した対象者への貸付とし、当期末までに一部の金額の回収が不能でありましたので、回収可能性を勘案し平成 25 年6月期において貸倒引当金を設定いたします。

5. 社内における処分について

今回の不正に関しまして、投資家、取引先、その他関係者の皆様に多大なご迷惑とご不安をおかけしましたことを鑑み、経営責任及び管理責任を明確にするとともに、このような事態を二度と発生させないため、本日の取締役会にて下記の処分を決定いたしました。

代表取締役社長	藤永 賢一	月額報酬の 20%減俸
取締役副社長	吉岡 伸洋	月額報酬の 10%減俸
当該部署担当取締役	山形 浩幸	月額報酬の 10%減俸

減俸の対象期間は平成 25 年7月から同年9月までの3ヶ月とする。

6. 関係者の責任について

今回の不正に関しまして、当社といたしましては未弁済額の回収を最優先といたしたく、元従業員等への刑事告訴はしない方針であります。

中間報告で公表いたしました建築設計士の不正への関与につきましては、その後の調査の結果、事実誤認等があったこと、また、当社からの次の仕事の受注等に影響することを恐れ、要求されるがままに A へ金銭を渡していたこと等を考慮すると、不正事件に関しては積極的な関与は認められないことが確認されたため、共謀性はないものとの判断をいたしております。

以 上

平成 25 年6月 24 日

ゲンキー株式会社 取締役会 御中
監査役会 御中

特別調査委員会最終報告書

ゲンキー株式会社特別調査委員会
委員長 執行役員管理本部長
上 田 匡 英

第一 特別調査委員会設置と目的

特別調査委員会(以下「本委員会」という。)は、ゲンキー株式会社(以下「当社」という。)取締役会から要請を受け、元当社従業員 A(以下単に「A」という。)が、当社新店建設に関し多額の会社資金を社外に流出させた問題に関し(以下「本件問題」という。),【1】本件問題の発生の経緯・原因及び責任についての評価,【2】本件問題の法的評価,【3】本件問題に対する改善策の提言などを取りまとめることを目的として設置された。本委員会は、当社執行役員管理本部長 上田匡英を委員長、当社常勤監査役 小川正視、当社内部監査室長 常見武史、当社経理部長 能見直人、弁護士 金井亨、税理士 松岡茂を委員として構成されている。なお、本委員会は、上記のとおり、当社取締役会からの要請に基づき設置されたものである。

第二 本件問題の調査と実施結果

本件問題は、元当社従業員 A が主導し、建築関連業者 B(以下単に「B」という。)及び不動産コンサルタント会社 C(以下単に「C」という。)を經由し、総額で約 73,205 千円の損害を当社に与えた事案である。調査結果によれば、A が当社の店舗開発に尽力しつつも自己の利得を図る目的を持って後述の資金還流スキームを考え、当社の会社資金を流出したというのが実態であったと認められる。A をして、かかる所為を可能にさせた主たる原因は、日常の業務が、A の営業力や交渉能力に過度に依存した体制であったため、A に対するチェックが十分に行われなかったことにあるといえる。なお、A および C による本件問題の不正行為以外に、その他の会社関係者による不正行為など、問題とすべきものは認められなかった。

当社は、本件問題の発生を深刻に受け止め、後述の再発防止策として、役員・従業員個人に権限が集中する体制を排除するとともに、多額の資金が不正に社外流出することを防ぐための種々のチェック体制を実施しているが、これは効果的な方策であると評価できる。

第三 本件問題の事実関係

1 本件問題の発覚の端緒

当社内部監査室による社内書類の監査により、過去の新店建築工事契約において、一部店舗の補修工事契約金額が工事内容に比較し、高額であることを不審に思い、当時の担当者であった A に対し確認したところ、工事契約金額を水増しするなど、過去に不正に金銭を取得していたことを認めたため、発覚に至った。

2 不正行為の内容

調査の結果判明した、不正行為の内容は以下のとおりである。

(1) 新店建築及び既存店改装などの工事契約代金を水増しし、その差額金を当該建設業者から架空の仲介業者 D (以下単に「D」という。)へ振り込ませ、その一部を A が取得した。

①阿久比店の補修工事に際し、家主である E (以下単に「E」という。)に工事代金の半額負担を要請した。建築業者 F (以下単に「F」という。)との工事契約に際しては、家主が負担しないものとして契約(契約金額 2,520 千円)し、当社から F へ振り込みさせた。さらに、F より E へ請求書を発行(額面 1,260 千円)させ、E より F へ振り込みさせた。その後、F より E から振り込まれた同額を D の口座へ振り込ませ、A が同額(1,260 千円)を取得した。

②糸貫店改装工事に際し、建築業者 G (以下単に「G」という。)との間での契約代金に 4,620 千円を水増しし、その水増し分 4,620 千円を仲介料として D の口座へ G より振り込ませ、A が同額(4,620 千円)を取得した。

③神戸店新築工事に際し、G との間で、契約を取り交わした。その際に、仲介料名目で G より D の口座へ 472 千円を振り込ませ、A が同額を取得した。

④碧南店新築工事に際し、G との間で、契約を取り交わした。その際に、仲介料名目で G より D の口座へ 472 千円を振り込ませ、A が同額を取得した。

⑤糸貫店改装時看板工事に際し、工事業業者 H (以下単に「H」という。)との間での契約代金に 1,045 千円を水増しし、その水増し分 1,045 千円を仲介料として D の口座へ H より振り込ませ、A が同額(1,045 千円)を取得した。

⑥郡上白鳥店新築工事に際し、仲介料名目で D より当社へ請求書を発行し、当社より D の口座へ振り込み(2,374 千円)させ、A が同額を取得した。

(2) 新店建築の工事契約代金を水増しし、その差額金を C へ振り込ませ、その一部を A が取得した。

①郡上白鳥店新築工事に際し、建築工事業業者 I (以下単に「I」という。)との間での契約代金に 5,250 千円を水増しし、その水増し分 5,250 千円を仲介料として C の口座へ I より振り込ませ、A がその一部(4,200 千円)を取得した。

②下米田店新築工事に際し、建築工事業業者 J (以下単に「J」という。)との間での契約代金に 5,250 千円を水増しし、その水増し分のうち 2,625 千円を仲介料として C の口座へ J より振り込ませ、A がその一部(2,100 千円)を取得した。

③関東新店新築工事に際し、建築工事業業者 K (以下単に「K」という。)との間での契約代金に 3,150 千円を水増ししその水増し分のうち 3,150 千円を仲介料として C の口座へ K より振り込ませ、A がその一部(2,520 千円)を取得した。

(3) 既存店改装の工事契約代金から、A は B へ当社の承認がないまま設計監理料を支払った。B は下記①②③④の物件で設計監理業務を通常通り行っており、本来当社が B に対して設計監理料の支払義務を負うところであったが、A は当社内の承認を得ずに、これを G、H より支払いをさせていた。

①一宮営業本部新設工事に際し、A は H との間での契約代金に 525 千円を加算し、H がその 525 千円を設計監理料として B へ支払った。A が B に金銭を要求し、この設計監理料の一部(250 千円)を A が取

得した。

②富船店改修工事に際し、AはHとの間での契約代金に1,575千円を加算し、Hがその1,575千円を設計監理料としてBへ支払った。AがBに金銭を要求し、この設計監理料の一部(750千円)をAが取得した。

③のぞみが丘店改修工事に際し、AはHとの間での契約代金に1,050千円を加算し、当社へ見積りを提出させ、Hがその1,050千円を設計監理料としてBへ支払った。AがKに金銭を要求し、この設計監理料の一部(500千円)をAが取得した。

④富船店増床工事に際し、AはGとの間での契約代金に3,990千円を加算し、Gがその3,990千円を設計監理料としてBへ支払った。AがKに金銭を要求し、この設計監理料の一部(1,700千円)をAが取得した。

(4)新店建築時に使用する床材の紹介料の一部をAが取得した。

平成20年8月～平成25年3月にかけて、本来当社へ振り込みされていた設計指定に関するリベート金額を、Lの担当者へ振込先を変更させ、総額44,795千円をBに支払わせ、Aがその一部(23,070千円)を取得した。

3 会計処理

本件問題(工事金額の水増し等)により不正に支出した金額については、固定資産の取得価額の減額(長期貸付金への振替)及び減価償却費の修正を行うことが妥当と考える。

これにより、現在までに判明した当社の各期の経常利益並びに税引前当期純利益の増加見込額、有形固定資産から長期貸付金への振替見込額は、次のとおりである。

(単位:千円)

連結会計年度 又は事業年度	経常利益の増加見込額	税引前当期純利益 の増加見込額	有形固定資産等から長期 貸付金への振替見込額
平成21年6月期	521	521	7,359
平成22年6月期	995	995	5,359
平成23年6月期	2,177	2,177	21,039
平成24年6月期	3,050	3,050	24,328
平成25年6月期(当期)	3,657	3,657	15,116

(注)連結財務諸表、財務諸表ともに、同額の影響額となる。

現時点では、平成24年6月期以前の各期の損益に与える影響額に重要性はないと判断できるため、過年度財務諸表の遡及修正は行なわないこととする会社の判断を支持する。

なお、当該本件問題の不正行為による着服額については、不正行為に関与した対象者への貸付とし、当期末までに回収する予定であるが、当該末日において未回収となる貸付金については、回収可能性を勘案し貸倒引当金を設定するのが妥当と考える。

4 動機と資金の使途

本人の自白によると、A は当社入社時点において多額の借入金を抱えており、その使途は借入金の返済、不動産の購入及び投資である。

第四 本件問題の発生原因

1 全社統制に関連する問題点

本件問題は、店舗開発部門に大きな権限を有していた A によって行われた不正処理であるため、内部統制システム上、以下の問題を指摘することができる。

(1) 組織体系の問題

A は、本件問題が始まった時期において、店舗開発本部長として店舗開発業務に関して大きな権限を有し、物件の取り纏めや建築業者選定の殆どすべての開発業務の権限を有していた。本件問題発生最大の問題は、A への権限集中にあった。そのため、新店の開発関連においては、支払や業者の選定に関して自由に決定でき、かつその事実を隠ぺいすることも可能であった。また、A がそれぞれの場面において巧みに問題を糊塗する説明をしたことにより、他の役職員や従業員は、店舗開発関連取引に関する正確な情報を知り得ない状況になっていた。

(2) 取引継続の問題

建築業者においては、A にすべての権限が集中し、判断をしていることにより、その A の依頼を断れない雰囲気があったと考えられる。また、B にとっては、たとえ不合理な依頼であったにせよ、次の仕事を受注できるか否かの問題があるため、断れず関係を続けたものと推察できる。

(3) 取締役会上程案件の問題

当社の店舗開発案件は、取締役会上程案件である。検討案件の稟議書においては、3社以上による入札結果が記載され、かつ、建築代金が最低価格を提示した業者と契約することになっている。A が作成し上程する稟議書では、契約決定に至る最低価格の入札金額に事前に不正な水増し金額が上乗せされていたため、取締役会は不動産取引や建築工事についての知識を有している集合体であったものの、不正に気が付かずに承認していたと考えられる。

(4) 内部監査部門の整備体制及び実効性の問題

本件当時の内部監査部門は専属社員 1 名であり、内部監査活動も定期的かつ計画的には行われてはいたが、取引内容の精査を行うまでには至っていなかった。

今回、監査対象のポイントを絞って取引内容をチェックしたことにより、本件を発見することができたが、A が関与していた店舗開発業務監査については、書類の決裁手順等の整備状況に時間を割き、内容の精査までの内部監査は実施されていなかったのが現状である。よって、現在の体制で内部監査室が不正を発見することは極めて困難であったと思料される。

2 当社を取り巻く外部環境

本件問題発生の要因は、当社が属する業界(小売業)とは離れた特殊な商慣習が根底にある不動産・建

築関連の取引であり、そのために当社の取締役を含め社員が早期に発見されなかった側面もあると考えられる。

(1) 工事業者による仲介料の支払

建設業界においては、不動産契約の取り纏めや、仲介に関する手数料等を、工事業者が工事代金の中から支払うという慣習もあり、当社がその事実を把握していなかったことが、結果として長期にわたる不正の要因となったと考えられる。

(2) 床材の設計指定に対するリベート

建設業界においては、設計図面のうえで、材料指定等を行う慣習も存在する。本件問題では、床材であったが、その材料指定に関してリベートが支払われ、その支払先が当社以外であったことを当社は把握できていなかった。

第五 本件問題に関する関係者の法的責任の有無

1 刑事責任について

刑事責任の有無を検討すべき対象者は、A である。

A が主導で形成されたスキームによる資金の不正流出・着服であり、自己の利得を意図していたものである。その結果、当社に多大の損害を与えているのであるから、特別背任罪成立の可能性は大きいと考えられる。

2 民事責任について

民事責任の有無を検討すべき対象者は、A、B 及び C の3者と思われる。しかしながら、A は反省し、全額返済の意向を当社へ申し入れ、期末までに全額を返済している。加えて、B についても A の不正行為が判明した時点で自主的に返済する意向を当社に対し申し入れている。また、C も全額返済の意向を当社へ申し入れ、すでに返済が完了している。これらを勘案すれば、損害賠償請求等の民事責任を問うまではないものと思料する。

第六 本件問題に対する再発防止策

一 緊急的対応策について

1 権限集中の解消について

本件問題では、店舗開発部門の権限が集中していた A によって不正処理が行われた。そのため、当社は、本件問題発覚後に以下の対応を行い、牽制機能の充実を図るべきである。

従前に入札体制を一新し、店舗開発部門が集計していた入札金額については、管理本部総務部が入札見積りを集計することとし、総務部により入札金額の確定を行うべきである。

2 取引開始時・継続時における承認手続について

取引金額の大きな取引や変則的な商流の取引等については、取引当初又は取引途中においても、取締役会等の会議体において取引リスクの厳格な検討を行ったうえ、正式決議を実施する体制を整えている。今後は、外部機関による建設業者等の信用調査を強化すべきである。

二 抜本的対応策の提言について

当社が、本件問題を教訓として、株主を始めとするステークホルダーの信頼を得て、再出発するためには、上記緊急的対応策に加えて、以下の施策を更に推進していくことが肝要である。

1 法令遵守の徹底について

(1) トップマネジメントによる再発防止意思の明示

当社は、これまでもコンプライアンス重視の経営方針をとってきたが、現実に本件問題を惹起したことを重く受けとめ、二度と不正事案を起させないためには、当社の経営トップ自らが各役職員に対し、「法令違反を犯したり、あるいは内部規程を破ってはいけない」という明確な意思を宣言し、これを徹底することが極めて重要である。

(2) 行動規範等における法令遵守の明示及び周知について

社内において法令遵守の意識を徹底させるためには、行動規範等に適切にその内容が含まれ、かつ研修等により役職員に対してこれを周知させることが望まれる。

現時点において、当社は行動規範において法令遵守を規定している。さらに、今後はコンプライアンス研修を行い、講師として、役員又は管理本部長、内部監査室長等がこれを行うことにより、トップマネジメントやそれに準ずる経営層の意識向上を図り、社内への啓発を促すことが肝要である。

(3) 役職員による宣誓書の記載

法令遵守の意識を役職員へ浸透させるためには、役職員からこれらの内容を記載した宣誓書の提出を求めることも有用と考えられる。よって、社内規程遵守を含む誓約書を全役職員から提出させることも有用であろう。

(4) 懲戒規程の厳格な運用及び意識付け

社内懲戒規程を適切に運用し、法令遵守を徹底するために、これらの内容を役職員に十分周知するとともに、規程違反等については懲戒規程に従って厳格な社内処分等を行うことが必要である。

2 属人的業務への対応について

本件問題が発生した建築業界においては、特殊な業界慣習等があり、さらには、多額の資金が動き、当社が新店を出店し続ける以上、次期出店の工事等の受注が重視されると考えられるため、業務の属人化が進み、関与していない他者からは取引実態が見えにくくなっていた。

属人的な業務に関して、取締役が関わるものは、担当取締役が取締役会等において係属案件とその進行状況等を適宜報告し、また、従業員に係るものは、上長に適宜報告させるなど、全社的に情報を共有することを実行すべきである。

(1) ジョブローテーションについて

これまでに起きた他社の問題事例を見ると、本人の実力に加え、諸般の社内事情により、同一人を長期間にわたって同じポストに据え置いた結果、上長を始めとして他者のチェックが利かない状況を作成し、それが不祥事の主要な原因となったものが多い。本件においても、他社と同様に長期間にわたって同じポストに据

え置いた結果、発生した事案であるため、この際、従業員による不祥事を防ぐためには、定期的なジョブローテーションを実施することが望ましい。

当社は、部署間のジョブローテーションを定期的(3年以内)に実施し、仕事や顧客と従業員との繋がりを定期的に見直すとともに、現在、人手に依存している業務のシステム化を検討し、業務の属人化を排除していくこととしているが、この運用を強化すべきである。

(2) 属人的業務に係る集中的なモニタリングについて

属人的な業務が発生しやすい部門(例えば商品部)においては、上記に加え、管理機能を強化し、個人に紐付いている業務内容を定期的にモニタリングすることが望まれる。

当社は、内部監査室において、各部門における属人的な業務の洗い出しを行い、これらについて定期的なモニタリングを実施するべきと考える。

3 監査機能の強化について

監査機能の強化に当たっては、監査の実施主体である監査役や内部監査室の上記第六、二2で述べたリスク認識の強化以外にも、会社に内在する不正リスクがどの箇所に存在しているのかについて、網羅的に検証する仕組みを導入することが望まれる。

4 内部通報制度の実効性確保

内部通報制度を有効に機能させることが望まれるところ、当社は以下の施策を実施済み又は実施予定としているが、これを継続すべきである。

- ・内部不正発見時の通報先として、社内の総務部のほか、外部機関へ社内ホットラインを設定している。
- ・取引先に対して年1回のアンケートを実施し、当社に何らかの不適切な行為等が発生していないかについて調査することを検討している。

5 再発防止策の実施状況のモニタリング

緊急的対応策及び抜本的対応策を策定しても、その後に実施状況の検証が行われない場合、これらが適切に実行されず、その結果、再度同様の不正が発生する恐れがある。そのため、実施状況等の検証結果を取締役会等に定期的に報告させ、何らかの理由により遅延している場合や、実施手続が不十分である場合等は、適切な指導をすることが望まれる。

当社は、再発防止策の進捗を管理する部署・責任を明確にし、進捗の確認にあたり、内部統制システム整備の基本方針の進捗に合わせて管理を行う予定である。また、内部監査室が、これらの管理機能が適切に機能しているかどうかを監査する予定であるが、これらを継続的に実施することが重要である。

以上